

令和6年度「マンション共用部分リフォーム融資」の融資実績が3年連続で過去最高を更新 ～沖縄公庫、マンションの適正な管理・修繕の取組みを金融面で支援～

沖縄振興開発金融公庫（理事長：新垣尚之）が取り扱う「マンション共用部分リフォーム融資」の令和6年度融資実績は、24件（前年度比+5件）、6億9,380万円（同+2億4,660万円）と件数、金額ともに3年連続で過去最高の実績となりました。

県内マンションの経年変化が進み、管理組合内で修繕意識が高まってきている中において、修繕積立金の不足や工事費の高騰により融資を利用するマンション管理組合が増加傾向にあることなどが要因と考えられます。

修繕工事の重要性とポイント

マンションの資産価値を保ち、安全で快適な居住環境を保つためには、共用部分（マンションの外壁や屋根、エレベーター等）の維持管理を適切に行い、必要に応じて修繕工事を行うことが重要です。

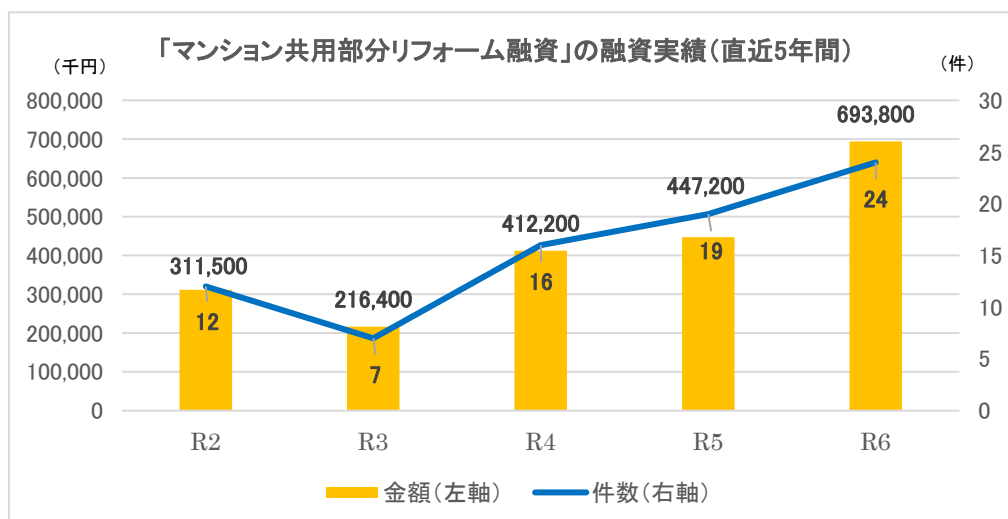
また、修繕工事にあたっては十分な資金の確保がポイントとなります。外壁補修や屋根補修などの大規模修繕工事には大きな支出が伴うため、管理組合でしっかりとした長期修繕計画を立て、計画的かつ「安全・確実」に修繕資金を積み立てておくことが必要です。

沖縄公庫での支援

沖縄公庫では、管理組合を対象とした債券「美ら家債（ちゅらやーさい）」を発行しており、将来の修繕に備えた修繕積立金の計画的な積立て・適切な管理をサポートしています。

また、借入申込日時点で「美ら家債」を保有している管理組合及び地方自治体が実施するマンションの管理計画認定を借入申込時点で取得しているマンションについては、「マンション共用部分リフォーム融資」の金利の優遇を行っております。

沖縄公庫は、マンションの適正な管理・修繕を金融面から支援し、マンションの長寿命化を図るための取組みをサポートしてまいります。



※「マンション共用部分リフォーム融資」の対象となる主な工事については、別添のチラシをご参照ください。

〔問合せ先〕

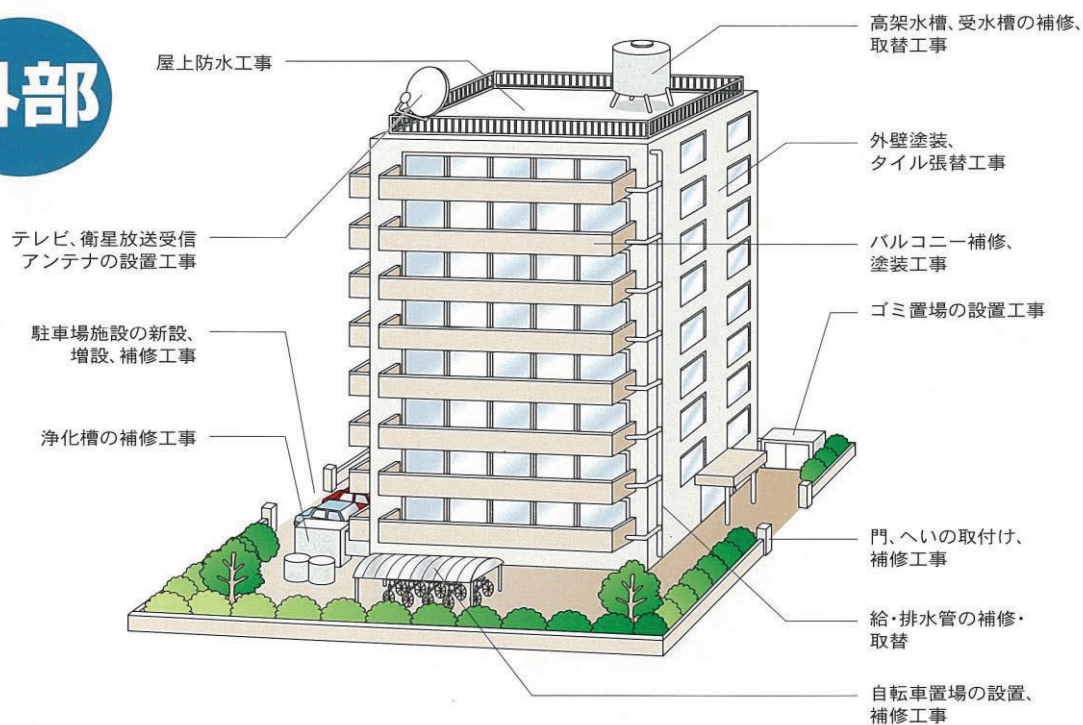
融資第三部住宅融資班（担当：安慶名・松下） TEL 098（941）1850
業務統括部業務企画課（担当：當山） TEL 098（941）1740



本件に該当する SDGs

I 融資の対象となる主な工事

外部



内部



- このほかに共用給・排水管の取替えなどの設備配管工事や電気設備工事、耐震改修工事、劣化診断費用等も対象となります。
- 専有部分の工事は対象となりません。

- 専門家による診断費用など共用部分の改良工事を行う前の、専門家によるマンションの耐震性の診断、長期修繕計画の作成等に要する費用も融資の対象になります。
- 昇降機及び機械式駐車場の安全対策工事を実施する場合も融資の対象になります。
- 浸水対策工事、省エネルギー対策工事を実施する場合も融資の対象になります。

【ご注意】

- 工事が完了している場合は、お申込みできません。着工前にご相談ください。